

木曾川祖父江緑地の遊具事故の原因と県営都市公園における再発防止策

平成25年4月26日
建設部公園緑地課

今回の遊具事故の原因

岩間造園側の原因

- 定期点検における見落とし
(年2回専門業者に委託して実施する点検)
 - ・岩間造園は、平成21年度に突起物など遊具の形状の安全確保に関する点検を県が実施し、22年度に必要な措置を完了していたため、部材の劣化に関する項目のみ点検すれば良いと判断し、突起物など遊具の形状の安全確保の項目を含まない点検を専門業者に委託していた。
 - ・専門業者は継ぎ手金具のボルトの緩みがないかなどの点検はしていたが、ボルトの突起自体について、点検していなかった。
- 集中点検における見落とし
(月1回実施する目視、触診による点検)
 - ・年2回の専門業者が行った定期点検結果で、劣化が進んでいると指摘された箇所状況把握及び対応措置を最重要と考え、定期点検時の点検表のみを使用し点検を行ったことから、同点検表に明記のないボルトの突起を見落としした。
- 日常点検における見落とし
(毎日実施する目視による点検)
 - ・ガラスの破片や手摺りの木部のささくれなど、事故が発生する頻度が高いものを中心に行っていたため、ボルトの突起を見落としした。

県側の原因

- 点検項目の確認不足
 - ・定期点検結果表は岩間造園から県に提出されており、県は点検結果とその対応措置については確認していたものの、岩間造園が突起物など遊具の安全確保に関する点検をさせていないことに気づかず、点検表にボルトの突起の明記がないことについて事前・事後の指導監督が十分でなかった。

現状における課題

○安全確保に関する意識の向上

- ・遊具の安全確保に関して理解を深めるとともに、利用者目線での安全確保に関する意識を高めていく必要がある。

○点検項目に対する思い込み解消

- ・遊具の形状の安全確保に関する点検は、一度行えば、その後は実施しなくても安全は確保できるとの思い込みがあったと考えられるため、そうした思い込みをなくするための気づきの場を設ける必要がある。

○点検項目の確認

- ・点検すべき項目の漏れを防ぐため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」（以下「指針」という）及び「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会（以下「施設業協会」という））」（以下「規準」という）に基づき、安全確保のために必要な点検項目についての認識を、県と指定管理者の間で共有し、確実に履行していく必要がある。

再発防止策

岩間造園の再発防止策

- ①点検項目・方法の見直し
 - ・定期点検
経年劣化により発生するものを含め、突起物などの遊具の形状に関する危険性を見落とさないよう、専門業者に委託する定期点検表を修正したうえで、点検を実施する。
 - ・集中点検
劣化により事故を発生させる恐れのある危険性を目視、触診で確認できるよう、点検表を修正したうえで、点検を実施する。
 - ・日常点検
全体の目視等による点検を行うとともに、曜日ごとの重点点検項目を決め、点検表を修正したうえで、点検を実施する。
- ②多角的な視点での点検の実施
集中点検時に、他の公園管理事務所職員等も参加することにより多角的な視点での点検を実施する。
- ③職員教育の充実
現在、公園管理事務所職員は「施設業協会」主催の「日常点検講習会」に参加し「指針」の内容や点検方法などを習得している。今後、さらに安全確保のための点検方法を熟知、徹底させるため、公園ごとに現地研修会を開催する。
- ④今回の事故発生箇所の丸太の交換
今回の事故発生を受けて使用停止としていた箇所について、丸太2本を新しいものに交換し、県職員による安全性の確認ができたことから、4月27日（土）から使用を再開する。

県の再発防止策

- ①重点点検の実施及びその対応
4月11日（木）に11県営都市公園の全遊具について、見逃されがちだと思われる6項目を重点とする点検を各指定管理者に指示し、安全性向上のための対応が必要と判断した遊具について補修、使用停止などの対応措置を講じさせた。（別紙1）
- ②点検項目・方法の見直し
各指定管理者に対して、定期点検項目に重点点検で実施した6項目を最低限明記した点検（別紙2）を、年1回以上実施させるとともに、「指針」、「規準」を十分理解したうえで、点検方法も見直させ、次回の定期点検前までに、県に協議させ、適切な指導を行う。
- ③点検の多角的な検証
毎年1公園を選び、その公園管理事務所職員が遊具の安全点検を実演・解説し、それに対し県職員や他の公園管理事務所職員から様々な意見・質問をする場を設け、多角的に点検の検証を行う。また、検証にあたっては、他の自治体の点検方法も参考とする。
- ④再発防止策の履行確認の徹底
修正された点検表に基づく定期点検結果について、年1回、遊具のある各公園ごとに、県職員が現地にて点検結果及び対応措置の状況を確認する。
- ⑤職員教育の徹底の指示及び実施状況の確認
「施設業協会」主催の「日常点検講習会」への公園管理事務所職員の参加に加え、「指針」、「規準」の内容を熟知、徹底させるための公園管理事務所職員向け職員教育の場を設けさせ、その実施状況を報告させる。
- ⑥再発防止策の周知
関係建設事務所及び各指定管理者に対して、再発防止策を周知する研修会を開催する。また、市町村が設置する都市公園の遊具の安全確保の改善に役立ててもらおうよう、関係市町村に県の再発防止策を周知する。

県の再発防止策 ①重点点検の実施及びその対応

既に実施した木製遊具のボルトの突起に関する緊急点検（点検の結果、異常なし）に加え、4月11日（木）に11県営都市公園（※1）の全遊具について、見逃されがちだと思われる次の6項目（※2）を重点とする点検を、各指定管理者に指示した。点検の結果及び対応措置状況は、下表のとおり。

（※1） 熱田神宮公園、牧野ヶ池緑地、小幡緑地、大高緑地、朝宮公園、新城総合公園、木曾川祖父江緑地、尾張広域緑道、あいち健康の森公園、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園（12県営都市公園のうち高蔵公園については、遊具がないため除外）

（※2）重点項目

- ①（ネット類の切断等による）頭部・胴体の挟み込み
- ②（周辺部材の摩耗・剥離、増し締め等による）ボルト・ナット類の突起
- ③（部材の割れ等による）指、足の挟み込み
- ④（部材接合部の開き等による）絡まり・引っ掛かり
- ⑤（地表面の流出等による）基礎の露出
- ⑥（部材の劣化等による）鋭利な尖端、角、縁

（単位：基）

公園名	遊具数	重点点検前から使用停止中の遊具（※3）	安全性向上のための対応が必要と判断した遊具（a）	（a）の対応措置状況（平成25年4月26日現在）		
				使用継続（補修済）	使用停止（※3）	使用停止の内容
熱田神宮公園	11	0	0	0	0	—
牧野ヶ池緑地	51	1	4	3	1	床板を固定する鉄棒に鋭利な尖端があり使用停止
小幡緑地	86	5 (1)	2	0	2 (1)	固い設置面の露出があった部分を使用停止 鎖に破損があり使用停止
大高緑地	102	1 (1)	2	1	1 (1)	ローラーの破損があった滑り台部分を使用停止
朝宮公園	25	0	1	1	0	—
新城総合公園	205	0	10	9	1	ナットの突起があり使用停止
木曾川祖父江緑地	20	1 (1)	5	1	4 (3)	ナットの突起があった部分を使用停止 指の挟み込みの危険があった部分を使用停止 ひびわれにより破損の可能性があるため使用停止 ロープの老朽化により吊り橋部分を使用停止 支柱のぐらつきのあった部分を使用停止
尾張広域緑道	139	5	3	1	2	チェーンの止め金具の突起があり使用停止 足の挟み込みの危険があり使用停止
あいち健康の森公園	60	1	9	6	3 (1)	ナットの突起があった部分を使用停止 指の挟み込みの危険があり使用停止 固い設置面があり使用停止
東三河ふるさと公園	27	1	1	1	0	—
愛・地球博記念公園	41	2 (1)	0	0	0	—
計	767	17 (4)	37	23	14 (6)	

（※3）（ ）書は、遊具の一部を使用停止としているもので内数。